

官報 号外 昭和五十九年四月十二日

○第一百一回 衆議院会議録 第十六号

昭和五十九年四月十二日(木曜日)

議事日程
第十五号
昭和五十九年四月十二日

午後二時開議

第一 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

第二 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案(内閣提出)

第三 特許特別会計法案(内閣提出)

第四 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議員請假の件

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)外一案
昭和五十九年四月十二日 衆議院会議録第十六号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)外一案
昭和五十九年四月十二日 衆議院会議録第十六号

午後二時十三分開議
○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

議員請假の件

○議長(福永健司君) 議員請假の件につきお詫びいたします。

五十嵐広三君及び岡田利春君から、四月十三日より二十日まで八日間、右いすれも海外旅行のため、請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも許可するに決しました。

院回付
参議院回付

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案(内閣提出)

日程第三 特許特別会計法案(内閣提出)

日程第四 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) お詫びいたします。
参議院から、内閣提出、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案が回付されています。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加せられました。

日程第一 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長片岡清一君。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔片岡清一君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

○片岡清一君 大だいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、

第一に、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲り受けができる財産の限度額について、天皇及び内廷にある皇族については、賜与の価額を千八百万円に、譲り受けの価額を六百万円に改定し、内廷にある皇族以外の皇族について成年に達した皇族にあっては賜与及び譲り受け

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)外一案 皇室経

〔本号末尾に掲載〕

案

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)外一案 皇室経

六〇三

けの額をそれぞれ百六十万円に、未成年の皇族にあつてはそれぞれ三十五万円に改定すること。

第二に、内廷費の定額を二億五千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を二千三百六十万円にそれぞれ改定することあります。ただし、昭和五十九年度分については、内廷費の定額を二億三千九百万円に、また、皇族費算出の基礎となる定額を二千二百万円とすることとしております。

本案は、二月二十二日本委員会に付託され、三月二十九日中西總理府総務長官より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月五日これを終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合の宮下創平君外一名から施行期日に關する修正案が提出され、趣旨説明の後、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

第三、特許特別会計法案、日程第四、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第五、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案及び同報告書

特許特別会計法案及び同報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔瓦力君登壇〕

○瓦力君

ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、四法律案の主な内容を申し上げます。

まず、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案についてですが、

第一に、特許法等工業所有権に関する四法律に規定されております特許料等の金額または限度額につきましては、これらの所要経費の増加等を勘案して、それぞれ必要な額の引き上げを行なっています。

第二に、これら特許法等工業所有権に関する四法律及び不動産の鑑定評価に関する法律等三十九

法律の規定に基づく各種の手数料等で、具体的な

金額が実費により算出されているものにつきまし

ては、経済情勢等の変化に対応し、費用負担の適

切な調整に資するため、その額を実費を勘案して

政令で定めることができますとする等規定の合

理化を図ることとしております。

次いで、採決いたしましたところ、修正案及び

修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもつ

て可決され、よって本法律案は修正議決すべきものと決しました。

また、共済年金改定法案に対し、越智伊平君外

三名から、自由民主党・新自由国民連合提案に係る施行期日を公布の日に改める等の修正案が提出されました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案及び

修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可

次に、特許特別会計法案について申し上げますと、

第一に、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その經理を明確にするため、

特許特別会計を設置し、一般会計と区分して經理することとしております。

その他の掛金及び給付額の算定の基礎となる俸

給の最高限度額を引き上げることとする等の所要の措置を講ずることとしております。

以上が四法律案の主な内容であります。

四法律案のうち、各種手数料等の額の改定及び

規定の合理化に関する法律案及び特許特別会計法

案の両法律案につきましては、去る四月六日竹下

大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑

を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたと

ころ、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化

に関する法律案は多数をもつて、また、特許特別

会計法案は全会一致をもつて、いずれも原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部

を改正する法律案について申し上げます。

第一に、国家公務員等の外国旅行に際して支給

される日当、宿泊料及び食卓料の定額について、

最近における宿泊料金の実態等を考慮し、平均四

〇%程度引き上げることとするほか、日当及び宿

泊料の支給に係る地域区分を改めることとしてお

ります。

第一に、外国旅行における移転料の定額につい

ても、国家公務員の赴任の実態等にかんがみ、二

五%程度引き上げることとしております。

次に、昭和四十二年度以後における国家公務員

等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、国家公務員等共済組合等からの既裁定

年金については、恩給における措置を参考し、年

金額の算定の基礎となつている俸給を増額するこ

とにより、年金額を平均二%程度引き上げること

としております。ただし、昭和五十七年度におい

て仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で

同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金

額の改定及び規定の合理化に関する法律案、日程

○議長(福永健司君) 日程第二、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案外三案

の改定及び規定の合理化に関する法律案、日程

決され、よって本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

君。

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決あります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多數。よって、本案は日程第三の委員長の報告は可決、第四の委員長の報告のとおり可決いたしました。次に、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。

日程第三の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(福永健司君) 日程第六、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長浜田幸一

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浜田幸一君登壇〕

○浜田幸一君 ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

我が国は、毎年、洪水等の災害が発生し、河川等の公共土木施設に甚大な被害を受けおりますが、被災した公共土木施設につきましては、本法に基づいて高率の国庫負担を行い、その復旧に努めているところであります。

しかしながら、本法制定以後、地すべり防止施設等の本法の適用対象とならない公共土木施設の整備が進み、これに伴い、それら施設の被災も増加しております。また、一方、第二次臨時行政調査会の答申において、災害復旧補助金制度の改善に関する指摘が行われておるところであります。

本案は、このような状況に鑑み、国庫負担の対象となる施設の追加、災害復旧事業に関する事務の簡素合理化を図るために、所要の規定の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、三月二十三日提案理由の説明を聴取し、四月四日及び十一日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決を行った結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、三項目より成る附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺秀央君登壇〕

○渡辺秀央君 ただいま議題となりました中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企业等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(福永健司君) 日程第七、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員会理事渡辺秀央君。

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺秀央君登壇〕

○渡辺秀央君 ただいま議題となりました中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業者の組織として重要な役割を果たしている事業協同組合、商工組合等につきまして、その組合員たる中小企業者が、最近における経済環境の変化に適切に対応し得るよう、組合機能の拡充を図るために措置を講じようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、工場団地を設置する組合等について、組合の共同事業の員外利用の制限を一時的に緩和することともに、組合の体育施設等を地域住民に開

放する場合には、員外利用の制限を適用しないこと

と、第二に、組合の債務保証事業について、金融機関以外の者に対する組合員の事業に関する債務についても保証できるよう範囲を拡大すること、

第三に、成立後五年を経過した企業組合について、事業に從事する組合員の心身の故障により從事比率、組合員比率が低下した場合には、これを緩和するとともに、企業組合に員外監事を認めることがあります。

第四に、脱退した組合員の持ち分を譲り受ける場合等においては、一組合員当たりの出資口数の制限を、百分の二十五から百分の三十五に緩和すること、

第五に、協業組合について、組合員が生前に後継者に対して持ち分を譲渡することができる制度を導入すること、

第六に、火災共済協同組合に員外利用を認めるとともに、中小企業団体中央会の事業の例示を追加すること

等であります。

本案は、去る四月三日当委員会に付託され、四月四日小此木通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十一日質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

本來は、去る四月三日当委員会に付託され、四月四日小此木通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十一日質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

本來は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、工場団地を設置する組合等について、組合の共同事業の員外利用の制限を一時的に緩和することともに、組合の体育施設等を地域住民に開

日程第八 公衆電気通信法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

した。

○議長(福永健司君) 日程第八、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。通信委員長志賀節君。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣小此木彦三郎君登壇〕

〔國務大臣小此木彦三郎君登壇〕

〔和田貞夫君登壇〕

〔和田貞夫君登壇〕

○議長(福永健司君) ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○志賀節君 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、区域外通話地域間距離が六十キロメートルを超えて三百二十キロメートルまでの中距離の料金について、その距離段階別区分を現行の六段階から四段階に統合し、通話料を三%から二九%引き下げようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日となつております。

本委員会におきましては、去る二月十日本案の付託を受け、昨十一日奥田郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

件の表示、書面の交付、いわゆるクーリングオフ、契約の解除の制限等の規定を所要の改正を加えつつ適用するものであります。

第二に、割賦購入あつせんを利用した購入者が購入あつせん業者からの代金の支払い請求に対抗することができるものとすることがあります。

すなわち、商品の引き渡しがない場合や引き渡された商品に瑕疵がある場合等には、購入者は割賦購入あつせん業者からの代金の支払い請求を拒むことができるものとすることにより、購入者保護の徹底を図るものであります。

第三に、支払い能力を超える購入の防止及び信用情報の適正な利用等を図ることであります。

近年、割賦販売等に係る取引が急速に多様化、拡大を示しております。こうした取引は、代金の分割払いにより、高額な商品の購入を可能とするものであり、今後一層その利用が国民の消費活動に浸透し、より豊かな国民生活の実現に貢献していくものと考えられます。

しかししながら、割賦販売等に係る取引の拡大に伴い、消費者とのトラブルも増大してきております。特に現在、購入者保護のための法による措置がとられていない割賦購入あつせんについては、は、信用情報を購入者の支払い能力の調査以外の目的に使用してはならないことなどを規定したものです。

第四に、指定商品の対象として消耗品を加え得ることとし、また、いわゆるリボルビング方式による割賦販売等も法の対象に加えたことと規定します。

すなわち、近年、割賦販売等に係る取引が増加している消耗品をも本法の適用対象とするため指定商品の定義を改正し、また、割賦販売等に係る取引の代金支払いの一形態として近年増加しているリボルビング方式につきましても、明示的に定義規定に追加したものであります。

以上が割賦販売法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

次に、改正案の内容を御説明申し上げます。

第一に、現在、割賦販売に適用されている購入者保護規定を割賦購入あつせんに同様に及ぼすことをあります。

すなわち、割賦購入あつせんに対し、取引条件

に対する質疑の通告があります。これを許します。和田貞夫君。

○和田貞夫君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず最初に指摘をしておかなければならないのは、消費者信用産業そのものの自体の問題についてあります。

消費者信用といふのは、いわゆるクレジットと呼ばれる販売金融と消費者金融とで構成されており、近年その市場規模は急速に拡大し、昭和五十七年には年間の与信額が約二十二兆円に達し、個人消費支出の約一五%をも占める巨大産業になつておるのであります。しかも、その成長速度は目覚ましく、あの石油ショック直後の昭和四十九年度と比較いたしますと、わずか八年間で三・三倍にも膨張いたしております。とりわけ信販業界は飛躍的な伸びを見せ、大手信販業者だけでも昭和五十七年度の取扱高は五兆四千九百三十七億円となり、過去十カ年で三十九・四倍に伸ばし、急速にその市場規模を拡大しておるのであります。また、今後も消費生活のキャッシュレス化が進む中で、販売信用産業、いわゆるクレジット産業の拡大は、さらにここ数年は続くであろうことが予測されるであります。

総理、消費者信用産業の与信額がこのよう二十二兆円を超えるような、クレジットはんらん時代とも言ふべき金融構造が、国民経済の上から見て果たして健全な産業構造だと言えるであります。しかし、こうした市場規模拡大の裏には、節度を欠いた取扱競争や廃高競争のため、消費者信用市場はかつてないほどに荒廃し、急成長に伴う多くのひずみが表面化して、利益なき繁栄とまで言われており、約二千万人に及ぶ消費者が大なります。

消費者信用産業のこのような現状について、あなたは一体どうお考えになるのか、御所見をお伺いいたしたいと思います。

また、今回の法改正の基本は消費者保護の徹底にあると私は理解したいのですが、それによろしくうございますか、あわせて総理の御見

解をお聞かせ願いたいと存じます。
こうした与信額の不自然な伸びは、結果として、借りまくり、ローンづけといった多重債務者の発生を引き起こしてお、全国で実に四、五万人にも及ぶ多額債務者が借金苦にあえいでいると推計されるのであります。まさに貸し金地獄と言ふよりも割賦販売地獄の時代と言わなくてはなりません。

簡易裁判所に持ち込まれるクレジット関連の金銭請求事件の取扱件数は、五十七年で七万二千一百六十六件に達し、前年比六一・三%の増加を示し、しかも、クレジット事件が民事訴訟の二分の一以上を占めるということが実態でございます。このことは消費者信託市場のひずみを象徴しており、過当競争による与信ダンピングという安易な経営姿勢に問題があり、業界に強い倫理観や社会的責任感及び謙虚な反省というものがない限りにおいては、簡単に金銭請求訴訟ができるないよう法の整備が必要と考えるのでございますが、どうでしょか。

例えど、消費者契約に関する強制執行認諾文書に付公正証書の作成に関する委任状の取得を禁止する等、信販業者の権利の乱用を防止するための行政措置を講ずる必要があると考えるのでございま
すが、通商産業大臣の御所見をお伺いいたしたいと思
います。（拍手）

次に、割賦販売法改正案の具体的な内容について質問いたしたいと思います。

まず第一に、最近の高度情報化社会とともにさまざまな割賦販売の契約形態があらわれ、また信販業界では、大手を含め過当競争の結果、悪質訪問販売業者などとも安易に加盟店契約を結ぶ傾向

にあり、こうした経営姿勢が全国各地でトラブルを発生させている原因となっておるのであります。

特に最近のトラブルの傾向は、商品とともに、整、車検等の役務関連取引や家庭教師などのサービスつき教材販売というような役務が附帯した商品をめぐり多くの問題が指摘されておるのであります。このことにつきましては、昨年七月の消費者信用産業懇談会の報告や本年二月の産業構造審議会の答申においても、役務を法規制の対象とすることが妥当であると述べられてゐるところであります。

かかるに、今回の法改正に当たりましては役務関連取引については何ら盛り込まれておらず、何のための答申なのか、消費者保護の立場に立つた

らば当然のことであるにもかかわらず、なぜ役員会を規制対象にしなかつたのか、通商産業大臣の責任ある答弁を求めるものであります。

第二は、抗弁権の問題についてであります。割賦購入のあっせん契約等において、消費者は、販売店から購入した商品の代金を信販会社に支払うことを、商品の取引代金の供給者としての立場から見ると、

に支払うこととなり、商品の取引と代金の支払いが別々で相手が異なる別々の契約を締結することになります。したがって、商品に瑕疵があつた場合あるいは仮に瑕疵(?)の場合で、消費者が言及版

いに購入者が保護しある場合、消費者が何らかの問題に対し抗弁を行えないことに起因するトラブルが最大の原因であります。

は同様に信販会社に対しても主張できるとの判例が最近多く見られるようになってまいりました。信販会社に対し、共同責任いわゆる抗弁権の接続

式を明確にする必要がありますが、今回の改正案では、ローン提携販売あるいはマンスリークリア古式といった銀行系の形態については抗弁権が接続

されておらず、同じ販売金融でありながらまことに片手落ちであり、法のもとでの平等という原則からも将来に禍根を残す結果になると思います

が、通商産業大臣並びに大蔵大臣からお答えをいたしました。

ただきたいと思います。(拍手)

現在のクーリングオフ期間は、書面の交付の日から四日間となっておりますが、消費
者保護の立場から申しますと短いのではないか、と感じます。

者保護の立場から見て、少しでもおもしろいと思ひます。確かに、余り長過ぎると商品の流通を悪くするという意見もあるようですが、消費者保護を配慮し、諸外国並みにこの際七日間

度とすることが好ましいと考えるのでござりますが、どうでしようか。

らとするなどの配慮が必要と考えられます。どうでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。

最後に、割賦販売法と関連する訪問販売法について

いてであります。
現在、消費者苦情処理機関に持ち込まれる件数の約四割程度が、訪問販売でクレジットを利用す

た取引に関するものでございまして、これらは密接な関係にあり、消費者保護と消費者信用産業の健全化のためにも、訪問販売法の速やかな改正を心より望んで参ります。

正が必要であると思ひます。

これら悪質なものについては、許可取り消しの行政措置を含めて対応すべきであると思うのでござりますが、通商産業大臣の決意のほどをこの機会に

お聞かせ願いたいと存じます。
消費者保護の徹底という目的のためには、近
将来この法律を消費者信用販売取引法として抜き

的な改正を行う必要があることを強く訴えまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 和田議員にお答
えをいたします。

内閣総理大臣（中曾根康弘君）　和田議員にお答

をいたします。
確かに御指摘のように、消費者信用産業は近年
する和田貞夫君の質疑

また消費者トラブルは、支払い方法のあり方といふよりも、むしろ役務の内容に関連して発生している場合が多いことなどから、今回の改正では見送りまして、今後さらに実態を調査しながら、どのような規制を行うのが妥当かということにつきまして引き続き検討することいたしたものでございます。

次に、抗弁権の接続がなぜ銀行系の形態のみを除外しているのかという御質問でございますが、割賦購入あつせんにつきましては、その主体がだれであれ、同様に抗弁権の接続規定が適用されることがあります。ローン提携販売あるいはマンスリークリア方式についての抗弁権の接続規定につきましては、現に消費者トラブルがほとんどないこと、割賦販売法による規制にはならないもの等があると考えられることから、抗弁権の接続規定を適用しなかつたものでございます。

次に、クーリングオフの期間の問題でござります。

正時に諸外国の例も勘案して定めたものでござります。四日間では短過ぎるとの御指摘につきましては、今後の検討課題とする所存であります。

次に、訪問販売法を改正する必要はないかといふことでございますが、割賦販売の適正化と並び訪問販売の適正化が重要なことは御指摘のとおりでございます。本件につきましては、クーリングオフの期間の見直しなどが指摘されておりますので、今後産業構造審議会消費経済部会等の場において検討を行う予定であります。

次に、冠婚葬祭互助会の取り扱いのことなどでございますが、冠婚葬祭互助会につきましては、解約問題を中心としたトラブルが発生していることは事実であります。これに対しまして、約款の適正化によつて対応すべく、昨年九月割賦販売審議会から答申が出されたところであります。業界は、この答申を受けまして、解約の自由化、役務表示の適正化等を盛り込んだ約款改正を行い、今春から実

施しているところであります。今後ともこの約款の遵守状況等につきまして厳しく監視し、また指導してまいる所存であります。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇〕

わゆる抗弁権の接続問題についてであります。

銀行等に閑連をいたしますローン提携販売あるいはマンスリークリア方式についての抗弁権の接続規定につきましては、まず、これらの取引に関する規制に対する必要はない、このように考えてお

いて指摘されるようなトラブルが現実問題となつてないこと、二つ目には、これらが割賦販売法による規制になじまないこと、そういう理由から規制対象にする必要はない、このように考えてお

ります。(拍手)

はい、私はマンスリーカリア方式についての抗弁権の接続規定につきましては、まず、これらの取引に関する規制になじまないこと、そういう理由から規制対象にする必要はない、このように考えてお

いて指摘されるようなトラブルが現実問題となつてないこと、二つ目には、これらが割賦販売法による規制になじまないこと、そういう理由から規制対象にする必要はない、このように考えてお

ります。(拍手)

たしました。

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君

通商産業大臣 小此木彦三郎君
郵政大臣 奥田 敬和君

建設大臣 水野 清君
国務大臣 中西 一郎君

○朗読を省略した議長の報告 (通知書受領)

一、去る十日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和五十九年度一般会計予算
昭和五十九年度特別会計予算
昭和五十九年度政府関係機関予算
受領した。

一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和五十八年度農業の動向に関する年次報告書

農業基本法第七条の規定に基づく昭和五十九年度において講じようとする農業施策についての文書

昭和五十九年四月二十二日

衆議院會議錄第十六号

朗読を省略した議長の報告

母子保健法の一部を改正する法律案（平石磨作太郎君外四名提出）

児童福祉法の一部を改正する法律案（平石磨作太郎君外四名提出）

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本電信電話株式会社法案

電気通信事業法案

（議案受領）

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

株券等の保管及び振替に関する法律案

（議案付託）

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子爆弾被爆者等援護法案（森井忠良君外六名提出、衆法第一二号）　社会労働委員会　付託
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（長田武士君外四名提出、衆法第一四号）

関西国際空港株式会社法案（内閣提出第三五号）

運輸委員会　付託

商工委員会　付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第五四号）

大蔵委員会　付託

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

株券等の保管及び振替に関する法律案（内閣提出第七一号）（予）

大蔵委員会　付託

（議案送付）

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

鐵道工業製造改善臨時特許置法の一部を改正する

昭和五十九年四月十一日 衆議院会議録第十六号

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案及び同報告書

ない範囲内において政令で定める額を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第七十八条第四項中「その請求に係る原本若しくは抄本の枚数一枚又は閲覧の件数一件につき百円をこえない範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第六十一条第一項中「申請をする者は、」の下に「実費を勘案して政令で定める額の」を加え、同条第一項を削る。

(米養改善法の一部改正)
第六十条 米養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。第三条 第二項を次のように改める。
3 第二項の許可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納付しなければならない。(麻薬取締法の一部改正)
第七条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第二項中「次の各号に」を「次に」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 麻薬輸入業者の免許を申請する者
二 麻薬輸出業者の免許を申請する者
三 麻薬製造業者の免許を申請する者
四 麻薬製剤業者の免許を申請する者
五 家庭麻薬製造業者の免許を申請する者
六 麻薬元御売業者の免許を申請する者
七 麻薬卸売業者の免許を申請する者
八 麻薬小売業者の免許を申請する者
九 麻薬施用者の免許を申請する者
十 麻薬管理者の免許を申請する者
十一 麻薬研究者の免許を申請する者
十二 免許証の再交付を申請する者

第五号」を「前項第一号から第六号までに掲げる者」を「前項第一号から第六号までに掲げる者」

者の納める手数料及び第十二条に改める。

第六十一条中「実費の範囲内において」を「実費を勘案して」に改める。

(あへん法の一部改正)

第八条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「左の各号に」を「次に」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条第一号中「申請書一通につき千円」を削り、同条第二号中「申請書一通につき五百円」を削り、同条第三号中「栽培許可証一通につき三百円」を削る。

(薬剤師法の一部改正)
第九条 薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千円をこえない範囲内において厚生省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(農業取締法の一部改正)
第十条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条 農産物検査法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条 農産物検査法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「七万円を超えない範囲内において農林水産省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

第五条の二第四項中「二千円をこえない範囲内において農林水産省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(獣医師法の一部改正)
第十七条 獣医師法(昭和二十四年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「三千円を超えない範囲内において省令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、「國に」を削る。

(漁業法の一部改正)
第十九条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

七号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条第二項中「一千五百円を超えない範囲内において」を「実費を勘案して」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)
第十三条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二万円以内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(農産物検査法の一部改正)
第十四条 農産物検査法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条 農産物検査法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項を次のように改める。

前条第一項の者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(真珠養殖事業法の一部改正)
第十七条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「別表上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(鉱業法の一部改正)
第十九条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者

二 第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者

三 第三十六条第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

四 第四十二条第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者

五 第四十二条第二項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

六 第四十五条第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者

七 第五十条第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者

八 第六十六条第四項の規定により決定の申請をする者

九 第六十七条の規定による届出をする者

十 第七十六条第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者

法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲において政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の登録を受けようとする者

二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者

三 登録証の訂正を受けようとする者

四 登録証の再交付を受けようとする者

五 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

六 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

(船員法の一部改正)

第三十四条 船員法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

一部を次のようにより改める。

(海事代理士法の一部改正)

第三十五条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

一部を次のようにより改める。

(実費を勘案して政令で定める額の受験手数料)に改める。

第十五条中「第十一条第一項の登録を受けようとする者は五千円の登録料を、第十一条第一項の登録を受けようとする者は六百円の登録料を、それぞれ」を「第十一条第一項又は第十一条第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録料を」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第三十六条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第一百六十一号)の一部を次のように改める。

第七条の四中「登録料として四千三百円」を

「実費を勘案して政令で定める額の登録料」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第三十七条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第一百八十五号)の一部を次のように改正する。

一部を次のようにより改める。

(同表第七号)を「第七号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者

二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者

三 登録証の訂正を受けようとする者

四 登録証の再交付を受けようとする者

五 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

六 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

(船員法の一部改正)

第三十四条 船員法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

一部を次のようにより改める。

(海事代理士法の一部改正)

第三十五条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

一部を次のようにより改める。

(実費を勘案して政令で定める額の受験手数料)に改める。

第十五条中「第十一条第一項の登録を受けようとする者は五千円の登録料を、第十一条第一項の登録を受けようとする者は六百円の登録料を、それぞれ」を「第十一条第一項又は第十一条第一項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録料を」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十八条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改める。

一部を次のようにより改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第七条の四中「登録料として四千三百円」を

次の各号を加える。

(新規登録を申請する者)

付又は航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交

付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者

五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者

六 第十六条第一項ただし書又は第十七条第三項の認定を申請する者

七 第二十条第一項の騒音基準適合証明を申請する者

八 第二十条の五第一項の騒音関係修理改造請する者

九 第二十二条の技能証明を申請する者

十 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

十一 運輸大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

十二 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十三 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦練習の許可を受けようとする者

十四 航空機登録証明書、耐空証明書、騒音基準適合証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十五 第三十八条第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十六 飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十八 飛行場について第四十三条第二項において適用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十三条第一項の完成検査を受けようとする者

項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

二十 飛行場について第四十四条第四項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。)の検査を受けようとする者

二十一 航空保安施設について第四十五条第四項の検査を受けようとする者

二十二 飛行場について第四十七条第二項の検査を受けようとする者

二十三 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受けようとする者

二十四 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十五 第二十二条の五第一項の騒音関係修理改造請する者

二十六 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「七千四百円を超えない範囲内で政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

第十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第二十九条の二第一号の航空機の操縦練習の許可を受けようとする者

十二 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦練習の許可を受けようとする者

十三 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦練習の許可を受けようとする者

十四 航空機登録証明書、耐空証明書、騒音基準適合証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十五 第三十八条第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十六 飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十八 飛行場について第四十三条第二項において適用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十三条第一項の完成検査を受けようとする者

二十 飛行場について第四十四条第四項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。)の一部を次のように改正する。

二十一 航空保安施設について第四十五条第四項の検査を受けようとする者

二十二 飛行場について第四十七条第二項の検査を受けようとする者

二十三 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受けようとする者

二十四 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十五 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

二十六 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

二十七 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

二十八 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

二十九 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十一 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十二 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十三 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十四 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十五 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十六 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十七 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十八 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

三十九 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十一 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十二 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十三 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十四 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十五 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十六 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十七 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十八 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

四十九 第三十九条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

附 則
(施行期日)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

改正後の国家公務員等の旅費に関する法律

(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

新法別表第二の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に完了する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日前の期間について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理由

国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

この法律案の要旨及び目的

本案は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における旅費について、日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 外国旅費の日当、宿泊料、移転料等の引上げ額を平均四〇%程度、同じく移転料の定額については平均二五%程度それぞれ引き上げること。

正

2 日当及び宿泊料の支給に係る地域区分の改

外旅行におけるホテル料金の実態等にかんがみ、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分に「内地方」区分を加えること等とすること。

3 施行期日

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、国家公務員の外國旅行の実情等にかんがみ、時宜に適するものと認めらるが、なお、施行期日を公布の日に改める必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本改正による予算増は、昭和五十九年度において一般会計で約一九億円、特別会計で約七億円と見込まれている。

右報告する。

昭和五十九年四月十一日

大蔵委員長 福永 健司殿

衆議院議長

〔別紙〕

(小字及び
右は修正)

附 則
(施行期日)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案及び同報告書 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案及び同報告書

退職年金等の額の改定)の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

第一 条昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のようして改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十五」を「第一条の十六」と改める。

第一条の十五の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十六 前条第一項の規定の適用を受けたる年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十八の仮定俸給(同条第四項、第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項第一号若しくは第二号に掲げる金額、同条第七項に規定する金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金について前は、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)を受け

る者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次の又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万

六千八百円

に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき施行法第二条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額

昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く)及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(俸給調整適用者に限りるものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、更に、前項の規定により同条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

昭和五十九年四月二十一日 衆議院会議録第十六号

昭和四十四年
同報告書

給年額とみなされた額にその額が別表第十一

三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

(昭和五十九年度における 通算退職年金及び
通算退族年金の額の改定)

当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給に十二を乗じて得た額にそぞの額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年金に該当するものを除く。

のについては、同年四月分以後、その額を、
当該通算退職年金を通算退職年金とみなして
前二項の規定によりその額を改定するものと
した場合の改定年金額の百分の五十に相当す
る額に改定する。

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした俸給調整適用者に係る年金俸

る。)に係る新法の規定による清算退職年金
の退職をした組合員(俸給調整適用者に限
ら昭和五八年三月三十一日までの間に新法

額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加え

4 前三項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されて、るものにつきて準

給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎と

(第三項において「昭和五十七年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。)で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その

て得た額を十二で除して得た額
八 昭和五十七年四月一日から昭和五十八
年三月三十日までの間に新法の退職を
した奉合間巻若旦若に係る重章基義平

5 第一項から第三項までの規定は、公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第二号に規定する中間のときも適用する。

なるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規

額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組
合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
一 五十五万二千二十四円

金 債給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該

（昭和五十九年度における移行通算退職年金
年三月三十日において現に支給されている
ものについて適用する。
二号に基づ定する沖縄の共済法の規定による通
算退職年金又は通算遺族年金で、昭和五十九

2 定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額を受ける年金の額の改定について準用する。

一 通算退職年金の板定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十

年金の額の算定の基礎となるべき新法第
四十二条第二項に規定する俸給の額
第十五条の五第一項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す

及び移行通算遺族年金の額の改定)

3 前二項の規定は、國鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

イ 昭和五十六年三月三十一日以前等の通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が則表第十三の七欄に掲げる各手帳額

る場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十一条の七第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十一条の五第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の七第一項第二号」と、同

月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算退職年金（統合法附則第二十条第三項に規定する移行通算退職年金をいう。以下同じ。）については、昭和五十

第十五条の六第一項中「第三項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以前の通算退職年金等」を「以前等の通算退職年金」に改め、同条第三項中「以前の通算退職年金等」を「以前等の通算退職年金」に改め、同条の次に次の二条を加え
る。

のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

口 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に新法の退職を

第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の七第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

九年四月分以後 その額を 次の各号に掲げ
る額の合算額を二百四十で除し、これに当該
移行通算退職年金に係る旧公企体組合員期間
(施行法第五十一条の十一第五号)に規定する
旧公企体組合員期間をいい、統合法附則の規
定により当該期間に算入することとされる期
間を含む。以下同じ。)の月数を乗じて得た額

に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 移行通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該移行通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 当該移行通算退職年金の額の算定の基礎となつている統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給

年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした俸給調整適用者に係る移行通算退職年金 俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額

合前項の規定によりその額を改定すべき移行通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者である場合においては、その者につき計算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる

金額を超えることとなるときは、その者に係る移行通算退職年金の額は、同項中「月数を乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得た額に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）を乗じて得た額」として、同項の規定を適用する。

一 前項第二号に規定する移行通算退職年金の板定俸給を三十で除して得た額に、旧公企体組合員期間に応じ旧公企体共済法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 前項の規定により改定された移行通算退職年金の額に、旧公企体共済法の退職の日における年齢に応じ旧公企体共済法別表第三の二（当該退職の日が昭和五十一年九月三十日以前の日であるときは、昭和四十二年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした俸給調整適用者に係る移行通算退職年金 俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額

合前項の規定によりその額を改定すべき移行通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者である場合においては、その者につき計算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる

る年金」とに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、当該移行通算退職年金の額とする。

5 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算退族年金（統合法附則第二十三条第四項に規定する移行通算退族年金をいう。）については、昭和五十九年四月分以下同じ。）については、昭和五十九年四月分以後、その額を、当該移行通算退族年金を移行通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第七条各号列記以外の部分中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第一条の十六」に、「第二条の十五」を「第二条の十六」に、「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「第十条の六」を「第十条の八」に改める。

第七条各号列記以外の部分中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第八条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第九条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十一条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十二条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十三条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十四条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十五条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十六条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十八条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

第十九条各号列記以外の部分中「第十五条の八」を「第十五条の六」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第二項の規定による年金

規定の例による。

別表第一の十八の仮定俸給	別表第一の十九(第一条の十六、第二条の十六関係)
七六、〇五〇円	七七、六五〇
七九、一四〇	八〇、八〇〇
八一、〇五〇	八二、七五〇
八六、九八〇	八四、七三〇

昭和五十九年四月十二日 衆議院会議録第十六号

び同報告書 昭和四十一年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及

六二八

二二九、一五〇	一一三九、五一〇	一一三四、〇七〇
二二九、一五〇	一一三五、九三〇	一一四〇、六一〇
二二九、一五〇	一一四六、九七〇	一一四六、九七〇
二二九、一五〇	一一五九、八九〇	一一五九、八九〇
二二九、一五〇	一一六七、二六〇	一一七二、五三〇
二二九、一五〇	一一六九、六八〇	一一七五、〇一〇
二二九、一五〇	一一七九、三三〇	一一八四、八四〇
二二九、一五〇	一一八、四二〇	一一八四、八四〇
二二九、一五〇	一一九、七一〇	一一九七、三三〇
二二九、一五〇	一一五、四二〇	一二〇九、五七〇
二二九、一五〇	一一八、九一〇	一二一九、五四〇
二二九、一五〇	一二三、三〇〇	一二二九、七八〇
二二九、一五〇	一二九、〇五〇	一二五九、二三〇
二二九、一五〇	一二三〇、八五〇	一二五九、六六〇
二二九、一五〇	一二六、〇五〇	一二六九、七一〇
二二九、一五〇	一二四、〇五〇	一二七七、八〇〇
二二九、一五〇	一二七、五八〇	一二八五、四六〇
二二九、一五〇	一二五、四一〇	一二九〇、六八〇
二二九、一五〇	一二五、〇五〇	一二九三、〇一〇
二二九、一五〇	一二六、二五〇	一二九九、六八〇
二二九、一五〇	一二七、一〇〇	一二〇七、〇八〇
二二九、一五〇	一二六、五八〇	一二〇四、〇四〇
二二九、一五〇	一一八、二〇〇	一二〇六、六一〇
二二九、一五〇	一一九、〇五〇	一二〇七、三一〇
二二九、一五〇	一一九八、九八〇	一二〇九、九一〇
二二九、一五〇	一一〇一、三〇〇	一二〇五、〇七〇
二二九、一五〇	一一〇八、六八〇	一二〇八、二四〇
二二九、一五〇	一一一、八五〇	一二一九、五一〇
二二九、一五〇	一一二、三三〇	一二二九、二三〇
二二九、一五〇	一一三、二二〇	一二三六、七四〇
二二九、一五〇	一一四、一〇〇	一二三九、三一〇
二二九、一五〇	一一八四、八四〇	一二四一、八八〇
二二九、一五〇	一一九三、八六〇	一二四七、五一〇
二二九、一五〇	一一〇一、九七〇	一二六〇、〇七〇
二二九、一五〇	一一〇五、三三〇	一二八〇、四四〇
二二九、一五〇	一一一、八五〇	一二九〇、〇八〇
二二九、一五〇	一一九八、九八〇	一二五六、一二〇
二二九、一五〇	一一〇一、三〇〇	一二六八、二七〇
二二九、一五〇	一一〇八、六八〇	一二七九、二四〇

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が四八四、四三〇円を超える場合は、その額に八、二〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十九(第二条の十六関係)

別表第一の十九の下欄に掲げる仮定俸給	率
三二一、八三〇円以上のもの	二三・〇割
二九七、三三〇円を超える三二一、八三〇円未満のもの	一三三・八割
二八四、八四〇円を超える二九七、二三〇円以下のもの	一二四・五割
二七五、〇一〇円を超える二八四、八四〇円以下のもの	一二四・八割
一九三、八六〇円を超える二七五、〇一〇円以下のもの	一二五・〇割
一八四、八四〇円を超える一九三、八六〇円以下のもの	一二五・五割
一六六、〇五〇円を超える一六六、六一〇円以下のもの	一二六・一割
一三六、〇五〇円を超える一三六、〇五〇円以下のもの	一二七・四割
一三〇、八五〇円を超える一三六、〇五〇円以下のもの	一二七・八割
一二二、三〇〇円を超える一三〇、八五〇円以下のもの	一二九・〇割
一一八、九一〇円を超える一二二、三〇〇円以下のもの	一二九・三割
一一五、四二〇円を超える一八、九一〇円以下のもの	一二〇・八割
一一〇、五九〇円を超える一五、四二〇円以下のもの	一二〇・二割
九〇、一二〇円を超える一〇一、五九〇円以下のもの	一二〇・九割
八六、九六〇円を超える九〇、一二〇円以下のもの	一二一・七割
八四、七三〇円を超える八六、九六〇円以下のもの	一二一・九割
八二、七五〇円を超える八四、七三〇円以下のもの	一二一・〇割
八〇、八〇〇円を超える八二、七五〇円以下のもの	一二一・〇割

備考

別表第三の十八の次に次の二表を加える。

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が四八四、四三〇円を超える場合は、その額に八、二〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

四七八、二七〇
四八四、四三〇

四八六、四七〇
四九一、六三〇

七七、六五〇円のもの
七七、六五〇円以下のもの
一一一一・四割
三四・五割

別表第四の二十四の次に次の二表を加える。

別表第四の二十五(第二条の十六関係)

障害の等級	一	二	三	四	五	六
	四、〇三八、〇〇〇円	三、三五五、〇〇〇円	二、七五四、〇〇〇円	二、一七五、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十六(第二条の十六関係)

障害の等級	一	二	三	四	五	六
	四、〇六八、〇〇〇円	三、三八五、〇〇〇円	二、七八四、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円	一、四三五、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

昭和五十九年四月十一日 衆議院会議録第十六号 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及 び同報告書

六二九

(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。)に改定する。この場合において、当該改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

一 昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者(統合法附則第二条の規定による廃止前の昭和四十二年度以後における公共企体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六百六号。以下「旧公企体年金額改定法」という。)第三条の十五第三項に規定する俸給調整適用者に限る。)に係る年金 当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六条の三の規定による年金について同じ。)に改定する場合には、その額に定める金額を控除した額とする。

イ 旧公企体年金額改定法第三条の十五第一

項から第三項までの規定により改定された当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされた額にその額が第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定(附則第六条の三の規定を除く。)の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額(減額退職年金額)を同項に規定する俸給年額にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乘じて得た金額とし、遺族年金にあつては同号に定める金額の百分の五十に相当する金額とする。以下の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同じ。)に、当該年金についてそれぞれ算定した額をえた。

ロ 旧公企体年金額改定法第三条の十五第一

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職

をした者に係る年金(前号に掲げる年金に該当するものを除く。)当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六条の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして同じ。)に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した額をえた。

四 昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職

五 昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に旧公企体共游法の退職

昭和五十九年四月十一日 衆議院会議録第十六号 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及
び同報告書

合においては、改正後の年金額改定法第十条の八第一項第一号中「統合法附則の規定」とあるのは、「統合法附則の規定及び昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項第一号又は第二号の規定」として、同項の規定を適用する。

3 統合法附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企体共済法附則第六条の八の規定は、改正後の施行法第十三条の二及び第二十四条の二の規定と同様に改正されたものとし、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付の同年三月分の額について適用されるものとする。

4 第一項の規定は、国家公務員等共済組合法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合が支給する年金について、適用しない。

(昭和五十七年度に旧公企体共済法の退職した者に係る移行年金の特例)

第五条 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者(統合法第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二条)第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。)に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移

行障害年金又は移行遺族年金(以下この条において「移行年金」という。)の額(改正後の年金額)

は、同条による改定後の年金額)が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額

(その額について年金額の最低保障に関する旧

公企体共済法の規定又は前条の規定の適用がなった場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となっていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ

同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分

に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。)に満たないときは、統

合法附則の規定にかかるらず、昭和五十九年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行

年金の額とする。

(費用の負担)

5 第六条 改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前二条の規定の適用により増加する長

期給付に要する費用の負担について準用する。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関必要な事項は、政令で定める。

昭和五十八年度の国家公務員の給与の改善内

容に準じ、年金額の算定の基礎となっている俸給を、次の(1)及び(2)により増額することによつて、年金額を平均二ペーセント程度引き上げること。

(1) 旧令特別措置法及び旧法に係るもの、又は、新法及び旧公企体共済法の施行前の期間に係るものについては、昭和五十九年三月から

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員等共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容を参照してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等の措置を講ずるもので、主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の年金額の引上げ

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

3 公務員共済組合法(以下「旧法」という。)、国家公務員等共済組合法(以下「新法」という。)及び旧公企体共済組合法(以下「旧公企体共済法」という。)に基づく年金について、企业共済法の規定による退職年金、障害年金、遺族年金の最低保障額を改善すること。

3 その他

(1) 損金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額について、国家公務員の給与の引上げ等を考慮し、現行の四四〇、〇〇〇円を四五〇、〇〇〇円に引き上げること。

(2) 昭和五十七年度において退職した公共企業体職員の旧公企体共済法に基づく退職年金等の額について、退職手当支給額との関連から既裁定年金の額の引上げに準じて引き上げること。

(3) その他所要の措置を講ずること。

4 施行期日

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

恩給における措置を斟酌し、国家公務員等共済組合等からの年金の額を引き上げるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する経費は、昭和五十年度において約百六十一億二千五百万円と見

込まれている。

右報告する。

昭和五十九年四月十一日

衆議院議長 福永 健司殿
大蔵委員長 瓦 力

[別紙]

(小字及び一は修正)

一 昭和五十八年度において退職した公共企業体職員の公共企業体共済組合法に基づく退職年金の額について、今後、共済年金額改定の際に、昭和五十七年度において退職した職員に係る今回措置と同様の調整措置を講ずること。

二 共済年金への基礎年金制度導入等に当たつては、共済年金制度の沿革、性格をふまえ検討すること。

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。

○第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(昭和五十九年四月一日から、^{同年}正後の施行法)といふ。の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

右
内閣総理大臣 中曾根康弘
昭和五十九年二月二十二日
国会に提出する。

内閣総理大臣 中曾根康弘
昭和五十九年二月二十二日
国会に提出する。

第一項中「主務大臣の認可を受けた」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

3 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一
部を次のようにより改め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

5 地すべり防止施設
6 急傾斜地崩壊防止施設

7 第三条に次の二号を加える。

8 第三十四条中「若しくは改築又は災害の復旧」を「又は改築」に、「行なう」を「行う」に改める。

十 下水道

第六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一項中「十五万円」を「六十万円」に、「十万円」を

「三十万円」に改め、同項第六号中「埋そぐ」を「甚しく」に改め、同項第五号中「甚しく」を「甚く」に改め、同項第六号中「埋そぐ」を「埋そく」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第七号

メートル」を「五十メートル」に、「床止」を「床止め」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただしここに改める。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に発生した下水道の災害の復旧につ

いては、前項の規定による改正後の下水道法第三十四条の規定にかかるらず、なお從前の例による。

(治水特別会計法の一部改正)

6 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)

の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「を行なう」を「を行ふ」に改め、同項第一号中「又は第二号に規定する河川

又は」を「に規定する河川、同項第二号に規定する」に改め、「含む。」の下に「又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円以上十五万円」を「四十万円以上六十万円」に、「五万円以上十万円」を「十五万円以上三十万円」に改める。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に発生した災害の災害復旧事業につ

いては、前項の規定による改正後の激甚災害に

対処するための特別の財政援助等に関する法律

第二十四条第一項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

9 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。

第四条第四項中「第七号の四までに規定する事務」の下に「同条第十四号に規定する事務のうち下水道に関するもの」を加え、同条第五項

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円以上十五万円」を「四十万円以上六十万円」に、「五万円以上十万円」を「十五万円以上三十万円」に改める。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書

び急傾斜地崩壊防止施設を加える。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

10 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一百六十六条のうち、建設省設置法第三条の改正規定中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。

第四条第四項中「第七号の四までに規定する事務」の下に「同条第十四号に規定する事務のうち下水道に関するもの」を加え、同条第五項

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円以上十五万円」を「四十万円以上六十万円」に、「五万円以上十万円」を「十五万円以上三十万円」に改める。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実強化及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国庫負担の対象とする施設の追加等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 國庫負担対象施設の追加

国が災害復旧事業費の一部を負担する公共

土木施設に、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び下水道を追加するものとする。

3 國庫負担の採択限度額の引上げ等

国が事業費の一部を負担する災害復旧事業

に係る一箇所の工事費用の最低額を、都道府県、指定市については十五万円を六十万円に引き上げ、及び剰余金の使用に係る主務大臣の認可を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 項目中「砂防設備」の下に「地すべり防止施設及

ルに拡大するものとする。

3 剰余金処分認可の廃止

災害復旧事業費の剰余金を他の災害復旧事

業に使用する場合の主務大臣の認可を廃止するものとする。

4 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実強化及び当該事業に関する事務の合理化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年四月十一日
建設委員長 浜田 幸一

[別紙]

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、適切な措置を推進し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 最近の災害の激発にかんがみ、公共施設の防

災管理、防災連絡体制の強化、防災関係事業の

推進に努めること。

また、引き続き被災者の救済措置の強化、地方

公共団体の負担軽減についても検討すること。

一 國庫負担の採択限度額の引き上げに伴う地方

用等を図り、その財政運営に支障を生じることのないよう措置すること。

また、災害復旧にあたっては、再発防止のため改良復旧の推進を図るとともに、災害査定にあたつては、書類審査の活用等事務手続きの一層の簡素化に努めること。

三 災害発生時の被害の実状にかんがみ、道路附属物等に関する採択基準については、彈力的な運用をはかること。

また、交通安全施設、バス交通施設等の復旧についても適切な措置を講ずること。

右決議する。

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年四月十一日
建設委員長 浜田 幸一

[別紙]

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、適切な措置を推進し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 最近の災害の激発にかんがみ、公共施設の防

昭和五十九年四月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のようにより改正する。

第九条の二中第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

七 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、組合員が金融機関以外の者に対して負担する当該組合員の事業に関する債務を保証することができる。

八 事業協同組合及び事業協同小組合の利用に係る事業をその工場等の設置に相

当の期間を要する一部の組合員がその間に利用することができるため、当該事業

協同小組合の事業をその工場等の設置に相

当の期間を要する一部の組合員がその間に利用することができるため、当該事業

の運営に支障が生ずる場合における当該事

業 当該計画に基づく工場等の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度

終了の日から起算して三年を超えない範囲

内において政令で定める期間

第九条の二第三項の次に次の二項を加える。

九 前項ただし書の規定にかかるわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める期間

に限り、一事業年度における組合員以外の者の

事業の利用分量の総額の当該事業年度にお

ける組合員の利用分量の総額に対する割合が

当該各号ごとに百分の百を超えない範囲内に

おいて政令で定める割合を超えない範囲内に

できる。

一 組合員が脱退したため、当該組合員の利

用に係る事業協同組合又は事業協同小組合の事業の運営に支障が生ずる場合における

当該事業 当該組合員が脱退した日を含む事業年度終了の日から起算して二年を超え

ない範囲内において政令で定める期間

昭和五十九年四月十二日 衆議院会議録第十六号 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律

六三六

5 第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する」ととのほか併せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

2 火災共済協同組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、

一事業年度における組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者(以下「組合員等」といいう。)以外の者の事業の利用分量の総額は、そ

の事業年度における組合員等の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

第九条の七の三 火災共済協同組合は、省令で定める共済金額を超える火災共済契約(火災共済事業に係る共済契約をいう。以下同じ。)

を締結することができない。

第九条の七の四第一項中「火災共済協同組合の二」とあるのは「二分の一」とする。

員たる法人の役員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という。)を「組合員等」に改める。

第九条の九第四項中「第八項」を「第十一項」に改める。

第九条の十一第一項中「従事する者」の下に「(以下「従事者」という。)」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 成立後五年を経過した企業組合でその行う事業に従事する組合員(以下「従事組合員」といいう。)が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその従事者の総数に対する割合(以下「組合員割合」という。)が二分の一を下ることとなつたものに係る第二項の規定の適用については、当該企業組合の組合員割合が二分の一を下ることとなる直前ににおける従事組合員の総数を当該企業組合の従事者の総数が超えることとなる場合に限り、同項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

第十条第三項中「こえて」と「超えて」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる組合員(信用協同組合事組合員の数のその組合員の総数に対する割合(以下「従事割合」という。)が三分の二を下ることとなつたものに係る第一項の規定の適用については、当該企業組合の従事割合が三分の二を下ることとなる直前ににおける組合員

の持分の全部又は一部を譲り受ける組合員

二 法人たる組合員の合併によつて成立した法人たる組合員で、当該合併により解散する法人たる組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受け組合に加入したもの

三 他の法人たる組合員との合併後存続する法人たる組合員で、当該合併により解散する法人たる組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けるもの

四 前号に掲げるもののほか、第十九条第一項各号の事由による組合員の脱退後一年以内に当該組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受けける組合員

第十条中第六項を第七項とし、同条第五項中の組合員を除く。)は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の三分の三十五に相当する出資口数まで保有することができる。

一 持分の全部を譲り渡す他の組合員からそ

4 前項の規定は、組合員の数が三人以下の組合の組合員の出資口数については、適用しない。

第三十五条第五項中「役員」を「理事」に、「但し」を「ただし」と改める。

第五十三条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一號を加える。

五 組合員の出資口數に係る限度の特例

第五十九条第二項中「組合員等」を「火災共済事業の利用者」に改める。

第七十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん

第七十五条第一項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定

五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん

第一百四十二条第一項中「貸付」を「貸付け」に、

「受人」を「受入れ」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第一百四十二条及び第一百四十二条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百四十二条の二中「一万円」を「十万円」に改め

る。

第一百五十五条中「左の」を「次の」に、「一十万円」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第一号の二中「含む。」の下に「又は第九条の七の二第二項」を加える。

第一百五十五条の二中「一萬円」を「五萬円」に改める。

第一百五十五条の三中「五千円」を「五万円」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第二条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

三 組合員がその持分の全部をその推定相続人の開催又はその開催のあつせん

第一百十二条第一項中「貸付」を「貸付け」に、

「受人」を「受入れ」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第一百十三条及び第一百十四条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百十四条の二中「一万円」を「十万円」に改め

一項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同

条第五項第一号中「行なわれて」を「行われて」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を

第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、商工組合は、組合員が脱退したため当該組合員の利用に係る第二項の事業の運営に支障が生ずる場合には、当該組合員が脱退した日を含む事

業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間に限り、一

事業年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の百を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができ

る。

第三十条の三中「第十七条第五項各号」を「第十七条第七項各号」に改める。

第三十三条中「第六項」を「第八項」に、「第三項並びに第四項」を「並びに第三項から第六項までの規定」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第七項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条第三項中「第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項ただし書中「組合員（信用協同組合の組合員を除く。）と

所有する施設のうち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併せて一般

公衆の利用に供することが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般

公衆に利用させる場合には、適用しない。

第二十八条第一項及び第二十九条第一項中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改め

る。

第三十条の二第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第七項」に改め、同条第二項中「第十

七条第五項」を「第十七条第七項」に、「行なう」を「行う」に、「こえない」を「超えない」に改め

る。

第三十四条第三項中「第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改め、同項に後

段として次のように加える。

この場合において、同条第三項ただし書中「組合員（信用協同組合の組合員を除く。）と

あるのは「中小企業組合員（中小企業団体の組織に関する法律第七条第一項第一号の組合員

又は会員のうち同法第十二条第一号に該当す

昭和五十九年四月十一日 衆議院会議録第十六号

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六二八

るもの以外のものをいう。」と、同項第一号中「譲り受けの組合員」とあるのは「譲り受けた組合員」とあるのは「成立した法人たる組合員」とあるのは「成立した法人たる組合員」とあるのは「存続する法人たる組合員」とあるのは「存続する法

に改める。

第百一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百十一条の二及び第百十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

「十万円」に改める。

第百十四条中「一万円」を「十万円」に改め、同

条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第百十五条中「一万円」を「五万円」に改める。

第百十六条中「一円」を「十万円」に改める。

第百十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

第百六条第一項中「申込」を「申込み」に、「一

十万円」を「百万円」に改める。

第百七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百八条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第百九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条

いる火災共済協同組合の組合員たる法人の役員

又は火災共済協同組合の組合員の使用者につい

ては、当該火災共済契約の期間内は組合員とみ

なし、改正後の同法第九条の七の二第二項の規

定を適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)

第四条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百

十九年法律第二百五十四号)の一部を次のように

改正する。

第十九条第一項中「第六項から第八項まで」を

「第九項から第十一項まで」に、「第五十五条ま

で」を「第五十二条まで、第五十三条(第五号を

除く)、第五十四条、第五十五条」に改め、同

条第一項中「第九条の二第四項」を「第九条の二

第六項」に、「から第五項まで」を「第一項、第

三項(ただし書を除く)」及び第四項から第六項

までに改め、「出資総口数の百分の十」と「の

下に「同条第四項中」を加える。

(経営措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の中小企

業等協同組合法による火災共済契約を締結して

第二十七条の十六中「第五十二条から第五十

四条まで」を「第五十二条、第五十三条(第五号

を除く)、第五十四条」に、「組合員等」を「火災

共済事業の利用者」に改める。

(輸出手産業の振興に関する法律の一部改正)

第五条 輸出手産業の振興に関する法律(昭和二

十九年法律第二百五十四号)の一部を次のように

改正する。

第十六条中「第五十二条から第五十四条まで」

を「第五十二条、第五十三条(第五号を除く)、

第五十五条」に改める。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第六条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法

律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第五十二条から第五十四条まで」

を「第五十二条、第五十三条(第五号を除く)、

第五十五条」に改める。

理由

業者が最近における経済環境の変化に適切に対応し得るよう、組合員のための債務保証事業の範囲を拡大し、組合員の出資口数の限度に特例を設ける等その組合機能の拡充を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 1 組合事業の運営に支障が生ずるときに得るよう、組合員のための債務保証事業の範囲を拡大し、組合員の出資口数の限度に特例を設ける等その組合機能の拡充を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 2 組合員の出資口数の限度の特例
- 3 組合員の出資口数の限度の特例
- 4 組合員の出資口数の限度の特例
- 5 組合員の出資口数の限度の特例
- 6 組合員の出資口数の限度の特例
- 7 組合員の出資口数の限度の特例
- 8 組合員の出資口数の限度の特例
- 9 組合員の出資口数の限度の特例

- 1 組合員の出資口数の限度の特例
- 2 組合員の出資口数の限度の特例
- 3 組合員の出資口数の限度の特例
- 4 組合員の出資口数の限度の特例
- 5 組合員の出資口数の限度の特例
- 6 組合員の出資口数の限度の特例
- 7 組合員の出資口数の限度の特例
- 8 組合員の出資口数の限度の特例
- 9 組合員の出資口数の限度の特例

- 1 組合員の出資口数の限度の特例
- 2 組合員の出資口数の限度の特例
- 3 組合員の出資口数の限度の特例
- 4 組合員の出資口数の限度の特例
- 5 組合員の出資口数の限度の特例
- 6 組合員の出資口数の限度の特例
- 7 組合員の出資口数の限度の特例
- 8 組合員の出資口数の限度の特例
- 9 組合員の出資口数の限度の特例

- 1 組合員の出資口数の限度の特例
- 2 組合員の出資口数の限度の特例
- 3 組合員の出資口数の限度の特例
- 4 組合員の出資口数の限度の特例
- 5 組合員の出資口数の限度の特例
- 6 組合員の出資口数の限度の特例
- 7 組合員の出資口数の限度の特例
- 8 組合員の出資口数の限度の特例
- 9 組合員の出資口数の限度の特例

昭和五十九年一月十日

ナニ。

内閣総理大臣 中曾根康弘

2 ハ)の法律の施行の日前に支払うべき原因が生

じた公衆電気通信業務の料金については、なお

公衆電気通信法の一部を改正する法律

従前の例による。

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)

の一部を次のように改正する。

理由

電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、中距離の通話料を改定する必要がある。ハ)これが、この法律案を提出する理由である。

80	15秒
100	13秒
120	10秒
160	8秒
240	6.5秒
320	5秒

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(内閣総理大臣に属する報告書)

議案の要旨及び目的

本案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を

図るため、中距離の通話料を引き上げ、あわせて、その距離段階別区分を現行の六段階から四段階に統合しようとするもので、その内容は次

附 則

1 ハ)の法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この例による。

2 ハ)の法律は、公布の日から起算して三月を

である。

右報告する。

昭和五十九年四月十一日

通信委員長 志賀 誠

衆議院議長 福永 健司殿

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この例による。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この例による。

距離段階別

八〇キロメートルを超えて八〇キロメートルまで 一五・五秒(現行は一五秒)

一〇〇キロメートルを超えて一〇〇キロメートルまで 一〇・五秒(現行は一一〇キロメートルまで一〇秒、一六〇キロメートルまで八秒)

一六〇キロメートルを超えて一六〇キロメートルまで 一三一・五秒(現行は一三一秒)

一六〇キロメートルを超えて一六〇キロメートルまで一〇秒、一六〇キロメートルまで六・五秒、一三一・〇キロメートルまで五秒)

一区域外通話地域間距離が六〇キロメートルを超えて三一〇キロメートルまでの区域外通話の料金を次のとおり改める。

去る十日は、会議を開くに至らなかつたので、
この議事日程を掲載する。

議事日程 第十四号

昭和五十九年四月十日(火曜日)

正午開議

第一 皇室経済法施行法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

第二 各種手数料等の額の改定及び規定の合理

化に関する法律案(内閣提出)

第三 特許特別会計法案(内閣提出)

昭和五十九年四月二十一日

衆議院会議録第十六号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 二二二二（大代） 一〇五
二定価 二二〇円

六四二